情報ひろば 12月

凡例　時＝日時　所＝場所　容＝内容　対＝対象　条＝条件　員＝定員　数＝数量　額＝支給・助成額など　料＝料金
募＝募集期間・方法　受＝受付　持＝持参するもの　問＝問い合わせ先

福祉

地域包括ケア推進課からのお知らせ

【応急軽度家事援助事業】

容 ひとり暮らしの高齢者などが、本人または介護者のケガや病気などによって一時的な生活支援が必要な場合、掃除・洗濯・炊事など簡易な日常生活の援助をする家事援助員を派遣　対 おおむね65歳以上の市民税非課税世帯の高齢者　料 30分あたり80円（1カ月11時間以内）
問 駅南庁舎地域包括ケア推進課
TEL 0857-20-3453
FAX 0857-20-3404
各総合支所市民福祉課（TEL 14ページ）

【認知症の人と家族の集い　～毎月第2金曜日開催～】

時 12月9日（金）10:00～12:00
所 さざんか会館（富安二丁目）
容 認知症の問題や介護の悩みなどの情報交換をしながら交流をする場
料 無料
問 駅南庁舎地域包括ケア推進課
TEL 0857-20-3449
FAX 0857-20-3404
認知症に関する相談は各地域包括支援センターや次の各センターでも受けています。
認知症コールセンター
毎週月～金　10:00～18:00
TEL 0859-37-6611
認知症疾患医療センター
TEL 0857-39-1151

家族介護者の集い「スマイル・スマイル」

時 12月14日（水）10:00～12:00
所 駅南庁舎第一会議室　対 家族介護者または介護に関心のある人　容 バルンアート　▽講師：中嶋久美子さん
料 200円（材料代など）※当日集金
募 12月9日（金）までに電話で問い合わせ先まで
問 スマイル・スマイル事務局（駅南庁舎地域包括ケア推進課内）
TEL 0857-20-3449
FAX 0857-20-3404

介護予防教室（おたっしゃ教室）（4～6月）

容 主に椅子に座りながらの運動、栄養やお口の機能改善のための講話。
時 毎週1回90分・3か月間　所 公共施設など全15会場　対 満65歳以上の人　※医師から、運動制限されていない人のみ。　※身体状況によっては、他のサービスを紹介することがあります。
料 1回500円（予定）　募 12月27日（火）までにお住まいの地域の地域包括支援センターへ
問 鳥取中央地域包括支援センター
鳥取東健康福祉センター（包括支援係）
鳥取こやま地域包括支援センター
鳥取南地域包括支援センター
鳥取西地域包括支援センター
（TEL 14ページ）

除雪応援隊の派遣

容 ひとり暮らしの高齢者などで除雪が困難で外出ができない世帯の孤立化を防ぐため、地域における除雪体制が整うまでの間、市職員で編成した除雪応援隊を派遣　対 ①避難行動要支援者支援制度に登録されている世帯　②避難行動要支援者に準ずる人として認められる世帯　条 積雪量が50センチ以上であり、本人や家庭、地域で除雪できない場合に玄関から公道まで　※駐車場の除雪や屋根の雪下ろしなどは行いません。　募 電話にて問い合わせ先まで
※受付時間：平日の8:30～15:00
※除雪実施：申込日の翌日以降の平日（午前中）
※積雪前の事前予約は行いません。
問 駅南庁舎高齢社会課
TEL 0857-20-3451
FAX 0857-20-3404
問 駅南庁舎障がい福祉課
TEL 0857-20-3474
FAX 0857-20-3406
各総合支所市民福祉課（TEL 14ページ）

障がい福祉課からのお知らせ

問 駅南庁舎障がい福祉課
TEL 0857-20-3474
FAX 0857-20-3406

【障がい者週間とは】

「障がい者週間」は、国民に広く障がいのある人の福祉について関心と理解を深めること、また、障がいのある人が社会、経済、文化などあらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めることを目的として、「障害者基本法」に基づき設定されました。

鳥取市は、平成元年に福祉都市を宣言し、全ての人に優しいまちづくりをめざしています。みなさんも、この「障がい者週間」をきっかけに、誰もが尊重され安心して暮らせる福祉のまちづくりの実現を目指して、こころの輪をひろげましょう!!

【障がい者週間啓発大会】

毎年12月3日～9日は、「障がい者週間」です。障がいや障がいのある人への関心と理解を深めるための啓発大会を開催します。
時 12月8日（木）13:30～15:30
所 さわやか会館3階第一研修室　容
▽第一部講演「アルコール依存症について」講師：山下陽三さん（渡辺病院）
▽第二部講演「アルコール依存症の体験談について」講師：断酒会会員

民生委員・児童委員へお気軽にご相談ください

民生委員・児童委員が任期満了に伴い、平成28年12月1日付で改選されました。

民生委員制度は大正6年の創設から数えて平成29年に100周年を迎えますが、民生委員・児童委員は、ボランティアで、地域のみなさんの立場に立って福祉に関わる相談に応じ、支援を行っています。相談内容や個人の秘密は守られますので、お気軽にご相談ください。

ボランティア清掃の様子

【民生委員・児童委員の役割】

●地域の状況を把握します。
地域のみなさんの福祉問題への要求や期待を把握することに努めています。
●情報をお知らせします
多くのみなさんが福祉サービスを利用できるようにいろいろな情報をお知らせします。
●地域のみなさんと専門機関を結ぶパイプ役です。
個々に専門機関との連絡・調整や必要な対応を促します。
問 駅南庁舎障がい福祉課
TEL 0857-20-3474
FAX 0857-20-3406
各総合支所市民福祉課（TEL 14ページ）
問 鳥取市社会福祉協議会
TEL 0857-20-3180

お知らせ

年末の交通安全県民運動 12月12日（月）～21日（水）

つくろうよ　事故なし　笑顔の鳥取県

【運動の重点】

●高齢者と子どもの交通事故防止
●チャイルドシートの使用と全ての座席のシートベルトの着用の徹底
●夕暮れ時や早朝、夜間の交通事故防止
●飲酒運転の根絶
問 鳥取市交通安全対策協議会（本庁舎協働推進課内）
TEL 0857-20-3182
FAX 0857-21-1594

鳥取市公設卸売市場関連店舗開放デー

時 12月10日（土）9:00～12:00
所 鳥取市公設地方卸売市場（南安長二丁目）　容 市場内の4店舗を開放。
※「市場まつり」とは異なります。
問 鳥取市公設地方卸売市場
TEL 0857-23-7137

市税豆知識　会社などを退職した時は…

市・県民税は、前年の所得に対して課税されます。そのため、市・県民税が特別徴収（給与引き去り）されている人が退職した場合、残りの市・県民税の納付方法は次のようになります。

【6月～12月の退職】

退職時に一括納付する方法（退職する勤務先へ依頼してください）と、市から本人あてに送付する納税通知書で納付する方法（普通徴収）があります。

【1月以降の退職】

退職時に残りの税額を一括納付していただきます。一括納付できなかった場合は、市から本人あてに納税通知書を送付します。

退職後、すぐに新しい会社に就職し、引き続き特別徴収される場合は、退職する勤務先の担当者へ申し出て手続きを行ってください。

事業主の皆様へお知らせ

平成30年度から市・県民税の特別徴収を徹底します

鳥取県と県内の全市町村では、原則すべての事業主に平成30年度から特別徴収（給与からの引き去り）を実施していただくことを徹底することとしました。

平成30年度には原則としてすべての事業主に市・県民税（個人住民税）の特別徴収をしていただきますので、ご準備をお願いします。

特別徴収とは

所得税の源泉徴収と同じように、給与支払者である事業主が、従業員に毎月支払う給与から市・県民税（個人住民税）を引き去り、納税義務者である従業員に代わって、従業員に課税した市町村に納入していただく制度であり、法律（地方税法）で義務付けられています。

特別徴収義務者に指定する対象者や特別徴収の仕組みなどの詳細につきましては、本市公式ホームページをご覧いただくか、市民税課までお問い合わせください。
問 駅南庁舎市民税課
TEL 0857-20-3415　FAX 0857-20-3401

毎月22日は「にこにこデー」です あいさつで あったか ふれあい まちづくり

北中学校では毎朝、生徒会執行部員を中心にハイタッチあいさつ運動を行っています。「おはようございます」の明るい元気な声と共に、ハイタッチをすることで、あいさつの輪も広がっています。

心ふれあう第一歩のにこにこ(^o^)あいさつ演劇と紙芝居公演のご要望は下記問い合わせ先まで。

今月のにっこりさん
寺尾実夢（てらおみゆ）さん・内田英里（うちだえり）さん

問 中央保健センター
TEL 0857-20-3194